

労働者協同組合とは何か ——歴史から学ぶ——

三水会 2021年7月21日

富沢 賢治

報告の内容

I 定義

協同組合

労働者協同組合

II 歴史

協同組合

労働者協同組合

III 日本の事例

IV 未来への展望

I 定義

1. 協同組合

「協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的、文化的なニーズと願いをかなえるために、自発的に結びついた人びとの自治的な組織である。」

運営原則：①オープンな組織、②民主的管理(1人一票)、③出資金利子の制限、④自治と自立、⑤教育の重視、⑥協同組合同士の協同、⑦地域社会のための活動。

I —2. 労働者協同組合

組合員が出資し運営し労働する協同組合。

「労働者が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」(労働者協同組合法、第1条)。

II 歴史

1. 協同組合

1844年 ロッチデール公正先駆者協同組合

規約第1条「目的と計画」

1. 店舗の開設。
2. 住宅の購入・建設。
3. 生産事業の開始。
4. 農業の開始。
5. 生産・分配・教育・統治能力を備える、自給自足の国内植民地の建設。
6. 禁酒ホテルの開設。

Ⅱ－2. 労働者協同組合

1891 ベアトリス・ウエップ『イギリスの協同組合運動』
生産協同組合は失敗する。資金と販路の不足。

1956－現在 モンドラゴン協同組合グループの発展

- ① 生産協同組合から労働者協同組合への変化。
- ② 労働者協同組合の原理を基礎とする協同組合グループ
(工業、消費、金融、共済、住宅、教育など)。
- ③ コミュニティを基盤とする協同組合グループ

Ⅱ—2 労働者協同組合

1970年代以降 世界各地で労働者協同組合が増加

アメリカではワーカーズ・コレクティブ運動

1980年 国際協同組合同盟大会『西暦2000年における協同組合』 [レイドロー報告]

協同組合運動が現代社会に貢献できる優先分野

- ① 世界の飢餓食糧問題の解決をめざす食糧の分野
- ② 労働者協同組合の活性化による就業の分野
- ③ 消費協同組合の活性化による持続可能社会づくりの分野
- ④ 多様な協同組合の連携による「協同組合地域社会」(-co-operative communities、協同コミュニティ)づくりの分野

Ⅱ—2 労働者協同組合

『レイドロー報告』における労働者協同組合の評価

(1)「食糧の分野に次いで、新しい社会秩序のために世界の協同組合が貢献できる最大の独自分野は、各種の労働者協同組合における就業の問題である。」
「75年以上も無視されてきた労働者協同組合が復権してきている。」
「ウエップ夫妻によって労働者協同組合は死滅したと宣言されていたのに、そのイギリスで近年、400もの労働者協同組合が設立されている。」
「労働者協同組合の再生は、第2次産業革命の始まりを意味するものだと予想できるかもしれない。第1次産業革命では、労働者や職人は生産手段の管理権を失い、その所有権や管理権は企業家や投資家の手に移った。つまり、資本が労働を雇うようになった。ところが労働者協同組合はその関係を逆転させる。つまり、労働が資本を雇うようになる。」

Ⅱ—2 労働者協同組合

(2)「労働者協同組合は、たんなる雇用や所有という感覚よりも、もっと深い内面的ニーズ、つまり人間性と労働との関わりに触れるものである。」労働者協同組合においては、「肉体的労働と知的労働の適正な調和」「最高の価値基準のなかに労働の観念を取り入れること」などの問題が問われている。

Ⅲ 日本の事例

- 「ワーカーズコープ」、「ワーカーズ・コレクティブ」、農村女性起業団体、障害者就業団体など。
「ワーカーズ・コレクティブ」については、丸山茂樹『共生と共欲の世界を創る』社会評論社、2017年、参照。
- 労働者協同組合の世界的な特徴 失業から仕事づくりへ
日本の「ワーカーズコープ」の特徴 失業から「よい仕事」づくりへ
- 「よい仕事づくり」を示すための時期区分
 1. 労働組合運動からの生成期(1945－1979)
 2. 労働者協同組合としての成長期(1980－1993)
 3. 公共サービスの担い手としての生育期(1994－2009)
 4. 協同コミュニティの担い手としての成長期(2010－現在)
 5. 現状
 - 6... 労働者協同組合法

Ⅲ—1 労働組合運動からの生成期

- 1945 日本敗戦。失業者増加。
- 1947 全日本土建一般労働組合(全日土建)、結成
- 1949 緊急失業対策事業
- 1953 全日土建を全日本自由労働組合(全日自労)に改組
- 1966 中西五洲が全日自労の失業対策事業の「民主的改革」を提言
- 1971 失業対策事業の新規就労が禁止となる
- 1972～ 各地で「中高年雇用・福祉事業団」を結成し、地方自治体から仕事を受託する
- 1979 「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」結成。

Ⅲ-2 労働者協同組合としての成長期

- 1981 全日自労が事業団づくりを運動の本流に位置づける
- 1982 中高年雇用・福祉事業団全国協議会が「直轄東葛事業団」創設
- 1983 第1次イタリア調査
- 1985 「地域コミュニティ・労働者協同組合研究会」結成
- 1986 「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」を「中高年雇用・福祉事業団(労働者協同組合)全国協議会」に改組
- 1987 直轄事業団と東京事業団が統合してセンター事業団を創設
- 1993 「中高年雇用・福祉事業団(労働者協同組合)全国協議会」を「日本労働者協同組合連合会」に改称

Ⅲ—3 公共サービスの担い手としての生育期

- 1994 センター事業団が高齢者協同組合を創設
- 1995 緊急失業対策法の廃止(→新制度の必要性)
- 1997 協同総合研究所(1991年創設)が労働者協同組合法案を発表
- 1998 特定非営利活動促進法(NPO法)、成立
- 2000 介護保険制度が始まる。ヘルパー講座など介護福祉事業に取り組む。
- 2004 指定管理制度が始まる。センター事業団が「社会連帯委員会」を創設
- 2005 指定管理事業が一斉に始まる(子育て関連、公共施設運営、若者・困窮者支援事業など)
- 2008 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)を考える議員連盟」(協同労働法制化議員連盟)、結成
- 2009 学童(クラブ)の運営実績が日本一になる

Ⅲ—4 協同コミュニティの担い手としての成長期

- 2010 社会連帯委員会を日本社会連帯機構に改組
- 2011 「社会連帯経営」路線を提唱。東北復興本部を新設。
- 2012 国連の協同組合年。超党派で「協同組合振興研究議員連盟」を結成
- 2015 生活困窮者支援事業の受託拡大
- 2016 日本労働者協同組合連合会が国連の「有識者会議」で報告
- 2017 協同労働の法制化に関する与党ワーキングチーム、発足
- 2018 日本協同組合連携機構(JCA)、設立
- 2019 「協同組合振興研究議員連盟」が労働者協同組合法案を承認
- 2020 労働者協同組合法、成立(12月)

Ⅲ—5 現状

(1) 事業

就労者1万6千人。事業は、介護・福祉関連、子育て関連、建物管理、若者・困窮者支援、その他(清掃、物流、緑化、農業、林業など)。

(2) 事例(事業の地域展開と地方自治体との連携)

センター事業団の埼玉北部エリア(深谷市、熊谷市、美里町、北本市)

- 事業の地域展開。「とうふ工房」1995→配食97→高齢者介護98
- 地方自治体との連携。配食委託2001→若者支援10→生活困窮者支援15→発達障害者就労支援16
- 2017年現在、2017年組合員217人。出資額3,800万円。事業高6億円。

Ⅲ—6 労働者協同組合法

(1) 目的

- 「この法律は、……多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。」（第一条）
- 「組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならない」（第三条）。出資配当なし（非営利性）。
- 事業制限なし（労働者派遣事業は禁止）。

Ⅲ—6 労働者協同組合法

(2) 組合員

- 組合員は組合の行う事業に従事する。
- 組合は、組合員と労働契約を結ぶ。組合は労働法規を遵守する。
- 議決権は一人一票。

(3) 手続き

- 届け出で設立（準則主義。3人以上の発起人）。
- 公布後2年以内施行。施行後5年を目途に法律の規定を検討する。

IV 未来への展望

- 協同組合の新原則「コミュニティへの関与」（1995年）。「協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、コミュニティの持続発展のために活動する。」
- 労働者協同組合が目指す「よい仕事」は、「地域社会のニーズに応じた仕事」「地域社会が必要とする仕事」「コミュニティづくりの仕事」。
- このような観点からすると、公共性の高い仕事を提供する責任のある政府と、労働の場において公共性の高い仕事を実行するワーカーズコープとの連携が重要となる。
- 労働者協同組合の立場からすれば、公共性を重視する政府を求めて、政治の民主化を図ることが必要となり、政府の立場からすれば、公共性を担える実力をもつ労働者協同組合が必要となる。
- 労働者協同組合運動が発展する可能性は、かなりの程度、労働者協同組合運動と政府の連携のあり方に関わる。